

平成 6 年 4 月 8 日
長崎県公安委員会規則第 7 号
最終改正 令和 3 年 6 月 1 日

指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第9号並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第41条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条第9項の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指定自動車教習所職員講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(講習の委託)

第 2 条 公安委員会は、法第108条の2第3項及び施行規則第38条の3の規定により認められた者（以下「受託者」という。）に講習の実施を委託するものとする。

(講習の方法、講習対象者及び講習事項)

第 3 条 講習は、講師による講義及び実習とし、講習対象者及び講習事項は、施行規則第38条第9項第2号によるものとする。

(講師の委嘱等)

第 4 条 受託者は、別記様式第1号の講師委嘱承認申請書により公安委員会に申請し承認を得て、講習に当たる講師を委嘱するものとする。

2 受託者は、委嘱した講師が講師としての適格性を欠くこととなった場合は、別記様式第2号の委嘱講師解職承認申請書により公安委員会に申請し承認を得て講師を解職するものとする。

(講習の実施場所)

第 5 条 講習は、原則として長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場において行うものとする。ただし、特別な事情が生じたときは、場所の変更をすることができる。

(講習実施計画の策定)

第 6 条 受託者は、あらかじめ講習の年間実施計画を策定し、別記様式第3号の講習実施年間計画承認申請書により公安委員会に申請し承認を得るものとする。

2 受託者は、あらかじめ講習を行おうとする月の月間実施計画を策定し、別記様式第4号の講習実施月間計画報告書により公安委員会に報告するものとする。

(講習の通知及び受講)

第 7 条 受託者は、前条の講習実施計画により講習を実施しようとするときは、指定自動車教習所の管理者（以下「管理者」という。）に対し、施行規則に定める別記様式第22の10の指定自動車教習所職員講習通知書により講習を受ける職員を指定するほか講習の日時及び場所を通知するものとする。

2 通知を受けた管理者は、指定された職員に対し講習を受講させなければならない。

3 指定された職員が講習を受講する場合は、別記様式第5号の講習申出書により公安委員会に申し出るとともに所定の手数料を納付しなければならない。

4 前項の職員は、病気その他やむを得ない理由のある場合を除き、講習を受講しなければならない。

5 管理者は、講習通知を受けた職員が病気その他のやむを得ない理由により受講できない場合は、別記様式第6号の指定自動車教習所職員講習欠席届により、受託者を經由して公安委員会に報告するものとする。

(効果測定の実施等)

第8条 受託者は、講習を終了した職員に対し、直ちに講習効果の測定を行うものとする。

2 受託者は、効果測定の結果、成績不良と認められる職員については、必要な研修を行うものとする。

(講習済証明書の発行)

第9条 受託者は、講習を終了したときは、受講した者に対し別記様式第7号の講習済証明書を交付するものとする。

(講習結果の報告)

第10条 受託者は、講習を終了したときは、速やかに別記様式第8号の講習実施結果報告書により公安委員会に報告するものとする。

(指導監督)

第11条 公安委員会は、受託者に対して、講習の実施に関し必要な指導監督を行うものとする。

(細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成8年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年公安委員会規則第15号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年公安委員会規則第11号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年長崎県公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

委嘱講師解職承認申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

(受託者名)

次の委嘱講師を解職したいので承認をお願いします。

担当している講師種別	
氏名・生年月日	年 月 日生
解職の理由	

講習実施年間計画承認申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

（受託者名）

指定自動車教習所職員講習の年間実施計画表を別紙「指定自動車教習所職員講習の年間実施計画表」のとおり策定したので、承認をお願いします。

別紙

指定自動車教習所職員講習の年間実施計画表

(年度中)

月別 \ 日別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
1																															
2																															
3																															
備考	<p><凡例></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 副管理者講習 ○ 技能検定員講習 ☆ 二輪技能検定員講習 ● 教習指導員講習 ★ 二輪教習指導員講習 																														

講習実施月間計画報告書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

（受託者名）

指定自動車教習所職員講習の月間実施計画表を別紙「指定自動車教習所職員講習の月間実施計画表」のとおり策定したので、報告します。

講習申出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生（ 歳 男・女 ）

道路交通法第108条の2第1項第9号の規定により講習を受けますので申出いたします。

教習所名	
講習区分	

講習手数料（長崎県収入証紙をここにはってください。）

指定自動車教習所職員講習欠席届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

教習所名

管理者名

氏名

年 月 日生（ 歳）

上記の者に対し、 年 月 日実施される（ ）

講習を受講させるよう通知を受けましたが、 の

理由により出席させることができませんのでお届けします。

講習済証明書

教習所名

講習種別

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第9号の規定による講習を受けたことを証明
します。

年 月 日

(受託者)

